

25—01 P U D T

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間は本節(25—01)に記載したとおりである。本節(25—01)が適用されない以下の事件については、それぞれ参照先の節を参照されたい。

なお、査定系審判及び商標登録異議の確定審決に対する再審についても同様とする。

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判における指定期間（→[25—01.2](#)）

特許異議の申立てにおける指定期間（→[25—01.4](#)）

指定期間の延長（→[25—04](#)）

I 原則

指定期間については、原則として以下のとおり取り扱う（商標登録異議申立事件についても同様）。

ただし、請求人と合意したとき等は、指定期間は以下とは異なる期間が指定されることがある。

1. 手続をする者が国内居住者（在内地者）の場合

- (1) 法律及び省令の規定により特許庁長官又は審判長が指定する期間（指定期間）は、以下を除き、特許に関しては 60 日、意匠、商標に関しては 40 日とする。
- (2) 補正命令又は却下理由通知（[特 § 17③](#)、[§ 18 の 2②](#)、[§ 133①、②](#)、[§ 133 の 2②](#)、これらの規定を準用する規定（[特 § 174②](#)、[意 § 52](#)、[§ 58②、③](#)、[§ 68②](#)、[商 § 43 の 15①](#)、[§ 56①](#)、[§ 60 の 2①](#)、[§ 62①、②](#)、[§ 68④、⑤](#)、[§ 77②](#)））に対する手続の補正又は弁明書の提出のための指定期間は、30 日とする。
- (3) 審尋（[特 § 134④](#)、[特 § 134④](#)を準用する規定（[特 § 174②](#)、[意 § 52](#)、[§ 58②、③](#)、[商 § 43 の 15①](#)、[§ 56①](#)、[§ 62①、②](#)、[§ 68④、⑤](#)））に対する回答書の提出を求められた者が提出する実験成績証明書又は特殊なひな形若しくは見本の

提出期間については、それぞれの場合を考慮して、(1)に定める期間と異なる期間を指定することができる。

- (4) 郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭なため、期間内に差し出されたものであるか否かが不明であるため書留郵便物受領書、特定記録郵便物受領証等の提出を求める（[特 § 134④](#)、[§ 174 ②](#)）ときの指定期間は 10 日とする。
- (5) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由によって (1) 及び (2) に定める期間内に手続をすることができないと認めるときは、(1) 及び (2) に定める期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができる。
- (6) 遠隔又は交通不便の地にある者のための延長（[特 § 5](#)、[特 § 5](#)を準用する[意 § 68①](#)、[商 § 77①](#)）は、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、15 日とする。

2. 手続をする者が在外者である場合

- (1) 以下に掲げる書類その他の物件の提出についての指定期間は、特許、意匠、商標に関しては 3 か月とする。ただし、代理人だけでこれらの物件を作成することができることを認めるときは、1. の(1)に規定する期間とする。

ア 意見書

イ 協議指令（[特 § 39⑥](#)、[意 § 9④](#)、[商 § 8④](#)）に応答する届出書

ウ 上記 1. (3) の物件

エ 手続補正書（[特 § 17③](#)、[特 § 133①](#)、②及びこれらを準用する規定（[特 174②](#)、[意 § 52](#)、[§ 58②](#)、③、[§ 68②](#)、[商 § 43 の 15①](#)、[§ 56①](#)、[§ 60 の 2①](#)、[§ 62①](#)、②、[§ 68④](#)、⑤、[§ 77②](#)）により手続の補正を命じられた者が提出する手続補正書を除く。）

- (2) 上記 1. (2) の手続の補正、弁明書の提出のための指定期間は、30 日とする。
- (3) (1) の各号に定める物件以外の物件の提出についての指定期間は、1. の(1)に規定する期間とする。
- (4) 1. の(3)から(5)までの規定は、在外者が手続をするときに準用する。

Ⅱ 判定の指定期間

1. 判定についての意見書の提出、答弁書の提出及び弁駁書の提出のための指定期間（各法共通）は、手続をする者が国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 60 日（請求による延長はしない）とする。

2. 在外者の手続の補正及び弁明書の提出については、30 日（上記Ⅰ 2. (2)に記載された期間）とする。

（→ 期間一般について、方式審査便覧（04. 期間））

別 表

東 京 都	伊豆諸島・小笠原諸島
石 川 県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖 縄 県	沖縄本島を除く周辺諸島
北 海 道	北海道周辺諸島

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 3）

25—01.1 P U D T

主要期間一覧（１）（査定系審判、商標登録異議、判定）

（特許関係（無効・訂正審判を除く））

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
明細書・特許請求の範囲・ 図面の補正	17 の 2	出願日	特許査定謄本到達日（拒絶理由通知を受けた 後を除く。）		
	17 の 2①四	拒絶査定不服審判の請求と同時	—	—	
要約書の補正	17 の 3	出願日又は優先日	1 年 3 月	1 年 3 月	
新規性例外適用出願	30①、②	喪失該当に至った日	1 年	1 年	
同上証明書の提出	30③	出願日	30 日	30 日	
優先権主張を伴う出願	43①、43 の 2①、② パリ条約 4 条 C (1)	第 1 国出願日	特 12 月 意→特 6 月	特 12 月 意→特 6 月	
優先権証明書の提出	43②、43 の 2③	優先日	1 年 4 月	1 年 4 月	
	44③、46⑤	優先日	1 年 4 月又は新たな出願の日から 3 月のいづ れか遅い日 *		分割・変更 出願の場合
国内優先権主張を伴う出願	41①	先の出願日	1 年	1 年	
外国語書面出願に係る翻訳 文	36 の 2②	出願日又は優先日	1 年 2 月 ☆	1 年 2 月 ☆	
出願変更（実→特）	46①	出願日	実願の係属中ただし出願の日から 3 年		
出願変更（意→特）	46②	イ. 意願出願日	3 年	3 年	最初の査定
		ロ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月	
特許料の納付	108①	査定又は審決の謄本の送達日	30 日（求 30 日）	30 日（求 30 日）	
拒絶査定不服審判の請求	121①	拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月（職 1 月）◇	
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】					
明細書・特許請求の範囲・ 図面の補正	17 の 2①一、三	拒絶理由通知の発送日	60 日又は 75 日※（求 1 月）	3 月（求 3 月）	
命令による方式補正	17③、133①、②、71 ③、174②	指令書の発送日	30 日	30 日	

弁明書の提出	18の2②、133の2②、71③、174②	却下理由通知の発送日	30日	30日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令書の発送日	60日又は75日※	3月	
意見書の提出（意見の申立て）	50、159②、163②、174②	拒絶理由通知の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	
	150⑤、153②、174②	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	60日又は75日※	3月#	
判定における意見書の提出	71③、150⑤、153②	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30日	60日	
判定における答弁書の提出	71③、134①、規40、規47の2①	答弁指令書の発送日	30日	60日	
判定における弁駁書の提出	規40、規47の3①	弁駁指令書の発送日	30日	60日	
審尋書に対する回答書	134④、174②	審尋書の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	異なる期間 指定可能
	71③	審尋書の発送日（判定）	30日	60日	
書留郵便物受領証等の提出	71③、134④、174②	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. （職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間

注3. #は代理人だけで意見書を作成できると認めるときは60日（審判便覧25-01 I 2. (1) 参照）

注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」

注5. ☆は分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日（原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日）から1年以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内

注6. ◇は延長登録出願に係る拒絶査定不服審判の場合は、職権による請求期間の延長は行わない。

(意匠・商標関係(無効・取消審判を除く))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
補正	意 60 の 24、商 68 の 40①、 商附 24		審査、登録異議の申立てについての審理、 審判又は再審に係属している間		
	商 68 の 40②		商標の設定登録料の納付と同時に(商標登録 出願に係る区分の数を減ずる補正)		
新規性例外適用出願	意 4①、②	喪失該当に至った日	1 年	1 年	
同上証明書の提出	意 4③	出願日	30 日	30 日	
出願時の特例適用出願	商 9①	博覧会等に出品又は出展した日	6 月	6 月	
同上証明書の提出	商 9②	出願日	30 日	30 日	
優先権主張を伴う出願	意 15①、商 13①、商 68①、 パリ条約 4 C、E 1	第 1 出願日	意・商 6 月 特・実→意 6 月	意・商 6 月 特・実→意 6 月	
優先権証明書の提出	意 15①、商 13①、商 68①	国内出願の日(擬制不適用)	3 月	3 月	
出願変更(特→意)	意 13①	拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月	最初の査定
出願変更(実→意)	意 13②		実願に係属している間		
補正却下(審査段階)後の新出願	意 17 の 3①、商 17 の 2①、 商 68②	補正却下決定謄本の送達日	3 月	3 月	
補正却下(審判段階)後の新出願	意 50①、商 55 の 2①、商 68 ③	補正却下決定謄本の送達日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
登録料の納付	意 43①、商 41①、商 65 の 8 ①、②	査定又は審決謄本の送達日	30 日(求 30 日)	30 日(求 30 日)	
出願書類等の縦覧	商 18④、商 68③	商標公報発行日	2 月	2 月	
商標登録異議の申立て	商 43 の 2、68④	商標公報発行日	2 月	2 月	
商標登録異議申立理由等の補正	商 43 の 4②、商 68④	異議申立てができる期間の末日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
拒絶査定不服審判の請求	意 46①、商 44①、商 68④、 商附 13、商附 23	拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月	
補正却下不服審判の請求	意 47①、商 45①、商 68④	補正却下決定謄本の送達日	3 月	3 月	
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商 附 20	審決等の確定後再審の理由を 知った日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
審決等に対する訴え	意 59②、商 63②、商 68⑤、 商附 22②、商附 23	審決等謄本の送達日	30 日(附 15 日)※	30 日(附 90 日)	

(意匠・商標関係（無効・取消審判を除く）)

【指定期間等】					
命令による方式補正	意 25③、意 52、意 58②、③、意 68②、商 28③、商 43 の 15 ①、商 56①、商 60 の 2①、商 62①、②、商 68④、⑤、商 77 ②、商附 17①、商附 21、商附 23、商附 27②	指令書の発送日	30 日	30 日	
判定における意見書の提出	意 25③、商 28③、商 68③	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30 日	60 日	
判定における答弁書の提出	意 25③、意規 19⑤、商 28 ③、商 68③、商規 22④	答弁指令書の発送日	30 日	60 日	
判定における弁駁書の提出	意規 19⑤、商規 22④	弁駁指令書の発送日	30 日	60 日	
拒絶理由通知又は取消理由通知に対する意見書の提出（意見の申立て）	意 50③、意 57①、商 15 の 2、商 15 の 3①、商 43 の 12、商 55 の 2①、商 60 の 2①、②、商 65 の 5、商 68②、④、⑤、商附 7、商附 16①、商附 19、商附 23、H8 改正附 12	拒絶理由通知の発送日 取消理由通知の発送日	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月） ただし、理由により 40 日	
職権証拠調べ又は職権証拠保全したときの意見の申立て	意 52、意 58②、③、商 43 の 8、商 56①、商 62①、②、商 68 ④、⑤、商附 17①、商附 21	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月）	
弁明書の提出	意 25③、意 52、意 58②、③、意 68②、商 28③、商 43 の 15 ①、商 56①、商 62①、②、商 77②、商 68③、④、⑤、商附 17 ①、商附 21、商附 23、商附 27 ②	却下理由通知の発送日	30 日	30 日	
手続補完書	商 5 の 2②	指令書の発送日	1 月又は 1 月+15 日※	2 月	
命令による受継のための期間	意 68②、商 77②	受継命令の発送日	60 日又は 75 日※	3 月	
審尋書に対する回答書	意 52、意 58②、③、商 43 の 15①、商 56①、商 62①、②、商 68④、⑤	審尋書の発送日	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月）	異なる期間 指定可能
	意 25③、商 28③、商 68③	審尋書の発送日（判定）	30 日	60 日	

書留郵便物受領証等の提出	意 25③、意 52、意 58②、③、 意 68②、商 28③、商 43 の 15 ①、商 56①、商 62①、②、商 77②、商 68④、商附 17①、商附 23、商附 27②	物件の提出を求める通知 の発送日	10 日	10 日	
--------------	---	---------------------	------	------	--

注 1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注 2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 R5. 12)

(訂正 R7. 3)

25—01.2 P U D T

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の 指定期間

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判において、法律及び省令の規定により審判長が指定する期間（指定期間）について、標準的な指定期間（標準指定期間）を以下のとおり定める。

なお、無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の確定審決に対する再審についても同様とする。

1. 国内居住者（在內者）についての標準指定期間

(1) 実質的な攻撃防御機会についての標準指定期間

ア 権利者の実質的な攻撃防御機会

(ア) 無効審判及び商標登録取消審判の請求がされた後、権利者に最初に与えられる法定答弁期間（訂正請求期間）（[特 § 134①](#)、[実 § 39①](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)）については、特許の場合 60 日、実用の場合 30 日、意匠・商標の場合 40 日とする。

(イ) 2 回目以降の答弁機会については、請求の理由の要旨を変更する補正がされた場合の法定答弁機会（[特 § 134②](#)、[実 § 39②](#)、[意 § 52](#)）、施行規則上の答弁機会（[特施規 § 47 の 2①](#)、[実施規 § 23⑫](#)、[意施規 § 19⑧](#)、[商施規 § 22⑧](#)）、最初の法定答弁機会の再適用（[特 § 134①](#)、[実 § 39①](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)）のいずれの場合であっても、30 日とする。

(ウ) 審決の予告に対する権利者の訂正の機会（[特 § 164 の 2②](#)）については、60 日とする。

イ 無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の実質的な攻撃防御機会

(ア) 権利者の答弁に対する無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の弁駁の提出を促す応答期間（[特施規 § 47 の 3①](#)、[実施規 § 23⑫](#)、[意施規 § 19](#)

⑧、[商施規 § 22⑥](#)）については、30 日とする。

ウ 職権審理結果通知への応答期間

(ア) 職権審理結果通知が発せられたときに権利者が応答するための意見申立期間（[特 § 153②](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)）、訂正請求についての訂正拒絶理由通知に対する意見申立期間（[特 § 134 の 2⑤](#)）、訂正審判における訂正拒絶理由通知に対する意見書提出期間（[特 § 165](#)）、及び職権証拠調べ結果通知に対する意見申立期間（[特 § 150⑤](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)）については、30 日とする。

(イ) 書面審理における審尋書が発せられたとき（[特 § 134④](#)、[実 § 39③](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)）の回答期間は、15 日程度を目安とし、審尋の内容に応じて審判長が相当と認める回答期間を指定する。

(2) 既に権利者の準備が整っている手続についての標準指定期間

ア 審決取消訴訟で特許維持審決の取消判決が確定したときにおいて、再係属の特許無効審判の審理開始時に特許権者が訂正を請求するための指定期間（[特 § 134 の 3](#)）については、10 日程度のごく短期間とする。

(3) 実質的な攻撃防御とは直接関係しない応答についての標準指定期間

ア 無効審判請求人がした請求の理由の要旨を変更する補正に対して権利者が同意するか否かを確認する同意確認通知に対する応答期間（[特 § 131 の 2②](#)、[特施規 § 47 の 4①](#)、[実 § 38 の 2②](#)、[実施規 § 23⑫](#)、[意 § 52](#)、[意施規 § 19⑧](#)）については、10 日とする。

イ 参加申請について当事者等が意見を述べるための指定期間（[特 § 149②](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)）については、15 日とする。

ウ 方式要件違反の場合の補正命令に対する応答期間（[特 § 133①②](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)）については、10 日～20 日とする。

ただし、方式要件違反のうち、無効審判請求書の請求の理由の記載要件違反（[特 § 131②](#)、[実 § 38②](#)、[意 § 52](#)）、及び、訂正の請求をする場合の請求の趣旨及びその理由の記載要件違反（[特 § 134 の 2⑨](#)→[§ 131③](#)）については、30 日の応答期間とする。

エ 却下理由通知に対する弁明書提出期間（[特 § 133 の 2②](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)）については、20 日とする。

オ 審判等の手続の受継命令に対する受継のための指定期間（[特 § 23①](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）、及び、その他の施行規則に規定されている手続期間（[特施規 § 50⑤④](#)ただし書、[§ 50 の 8①](#)、[§ 58 の 2①](#)ただし書、[§ 58 の 17③](#)、[§ 60①](#)等、[実施規 § 23⑫](#)、[意施規 § 19⑧](#)、[商施規 § 22⑧](#)）については、一律に標準指定期間を定めることなく、個々の事情を考慮した期間を指定する。

(4) 遠隔又は交通不便の地にある者についての標準指定期間

遠隔又は交通不便の地（→[25—01](#) の別表）にある当事者又は参加人については、各標準指定期間に一律 15 日を加えた期間とする。

2. 在外者についての標準指定期間

在外者についての標準指定期間は、上記 1. の国内居住者の標準指定期間に対し以下のとおりとする。

- (1) 権利者の最初の法定答弁期間については 30 日を加える。
- (2) 権利者の第 2 回目以降の答弁期間については 20 日を加える。
- (3) 審決の予告に対する権利者の訂正の請求のための指定期間については 30 日を加える。
- (4) 無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の弁駁期間については 20 日を加える。
- (5) 職権審理結果通知に対する応答期間については 20 日を加える。
- (6) 審尋に対する回答期間については 10 日を加える。
- (7) 既に権利者の準備が整っている手続については差異を設けない。
- (8) 攻撃防御と直接関係しない手続における応答期間については、基本的に差異を設けないが、参加申請に対する意見申述、及び委任状不備への対応については、10 日を加える。

3. 標準指定期間と異なる期間の指定

(1) 標準指定期間よりも短い期間の指定

以下の場合には、審判長が、個々の事情を勘案して、上記各標準指定期間よりも短い期間を指定することができる（各法共通。ただし、職権又は手続者の

請求による指定期間の延長を指定後に行うことがある。）。

標準指定期間よりも特に短い期間を指定するときの考え方は、国内居住者と在外者とで同じとする。

ア 手続書類について、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意しているとき。

イ 事件の内容・性質からみて、標準指定期間よりも短い期間で当事者が対応できると認められるとき。

ウ 事件が相当程度熟した局面において攻撃防御の提出のための期間を指定する場合であって、当事者が全く新たな攻撃防御方法を準備するとは考えにくいとき。

エ 特に迅速な審理の進行が必要なとき。

オ 審判の両当事者間での侵害訴訟において、審判で申し立てられた無効理由に基づく無効の抗弁を巡る攻撃防御が既にされているために、短い期間で当事者が対応できると認められるとき。

カ 特許及び意匠無効審決並びに商標登録を取り消す旨の審判の取消判決の確定により再係属した無効審判において、審理開始時に無効審判請求人に弁駁書の提出機会を与えるとき。

(2) 標準指定期間よりも長い期間の指定

標準指定期間を適用した場合にその応答期間の途中で年末年始や大型連休の行政機関の休日を含み指定期間中の執務日の大部分が侵食されるときは、審判長は、侵食される日数におおむね相当する期間だけ標準指定期間を延長した応答期間を指定してもよい（なお、期間の途中ではなく終期が行政機関の休日に当たるときはむしろ期間が実質的に延長されるので、このときには延長を行わない。）。

4. 既に指定した期間の請求又は職権による延長（→[25—04](#)）

（改訂 [R8H27](#). [●2](#)）

25—01.3 P U D T

主要期間一覧（２）（無効・訂正・取消審判）

（特許関係（無効・訂正審判））

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
訂正審判に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5②	訂正審判請求時	審理終結の通知到達前まで（審理が再開された場合は、その後に審理終結の通知到達前まで）		
審決の取消しの判決確定後の訂正請求の申立て	134 の 3 (平 15) 134 の 3①	判決の確定日	1 週間	1 週間	
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】					
訂正請求書の提出	134 の 2	134①	答弁指令書の発送日 (134①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は 134②と同じ)	60 日又は 75 日※ 新実は 30 日又は 45 日 ※	90 日 新実は 60 日
		164 の 2②	審決の予告の謄本の送達日	60 日又は 75 日※	90 日
		134②	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日
		153②	無効理由通知の発送日		
審決取消しによる再係属の審理開始時における訂正請求の提出	134 の 3 (平 15) 134 の 3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5②	134①	答弁指令書の発送日 (134①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は 134②と同じ)	60 日又は 75 日※	90 日
		164 の 2②	審決の予告の謄本の送達日		
		134② 153② 134 の 2⑤	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日
		134 の 3 (平 15) 134 の 3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日

第1回目の法定の答弁書の提出	134①、174③	答弁指令書の発送日	60日又は75日※ 新実は30日又は45日※	90日 新実は60日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	134②	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
施行規則上の答弁書の提出	規47の2①、規50の16	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	134①	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
弁駁書の提出	規47の3①、規50の16	弁駁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
意見書の提出（意見の申立て）	153②、134の2⑤、165	無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
	150⑤、174③、④	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30日又は45日※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	149②、174③	参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は30日※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134④、174③、④	審尋書の発送日	15日又は30日※程度	25日程度	
命令による方式補正	133①、②、174③、④	指令書の発送日			
		イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ハ. 審判請求理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ニ. その他の方式違反	10日又は25日※ 10日又は25日※ （20日又は35日※） 30日又は45日※ 20日又は35日※	10日 20日 30日 30日 20日	
弁明書	18の2②、133の2②、174③、④	却下理由通知の発送日	20日	20日	
同意回答書の提出	131の2②、規47の4①	同意確認通知の発送日	10日又は25日※	10日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規50⑤④ただし書、規50の8①、規58の2①ただし書、規58の17③、規60①など	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	134④、174③、④	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. （職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間

(意匠・商標関係(無効・取消審判))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商附 20	審決等の確定後再審の理由を知った日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
審決に対する訴え	意 59、商 63、商 68⑤、商附 22②	審決等の謄本の送達日	30 日(附 15 日)※	30 日(附 90 日)	
【指定期間等】					
第 1 回目の法定の答弁書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	40 日又は 55 日※	70 日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第 2 回目以降の法定の答弁書の提出	意 52	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
施行規則上の答弁書の提出	意規 19⑧、商規 22⑥	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
第 1 回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
弁駁書の提出	意規 19⑧、商規 22⑥	弁駁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
意見書の提出(意見の申立て)	意 52、商 56①、商 68④、商附 17①	無効理由通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
参加申請に対する意見書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	参加申請書副本の送達通知の発送日	15 日又は 30 日※	25 日	
審尋書に対する回答書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	審尋書の発送日	15 日又は 30 日※程度	25 日程度	
命令による方式補正	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	指令書の発送日 イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 (委任者又は代理人が複数) ハ. その他の方式違反	10 日又は 25 日※ 10 日又は 25 日※ (20 日又は 35 日※) 20 日又は 35 日※	10 日 20 日 30 日 20 日	
	意 52	指令書の発送日 請求理由の記載要件違反	30 日又は 45 日※	30 日	
同意回答書の提出	意 52、意規 19⑥	同意確認通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	

弁明書	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	却下理由通知の発送日	20 日	20 日	
命令おける受継のための期間	意 68②、商 77②、商附 27②	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	意規 19、商規 22⑧	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	意 52、意 58②、③、商 43 の 15①、商 56①、商 62①、②、商 68④、商附 17①、商附 27②、商附 23	物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注 1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注 2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 R85. ●12)

~~—(訂正 R7.3)—~~

25—01.4 P

特許異議の申立ての指定期間

特許異議の申立てにおいて、法律及び省令の規定により審判長が指定する期間（指定期間）について、標準的な指定期間（標準指定期間）を以下のとおり定める。

なお、特許異議の申立てについての確定した決定に対する再審についても同様とする。

1. 標準指定期間

- (1) 取消理由通知（決定の予告として行うものを含む）に対する特許権者の意見書の提出期間（[特 § 120 の 5①](#)）は、国内居住者の場合は 60 日、在外者の場合は 90 日とする。
- (2) 特許権者の訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出期間（[特 § 120 の 5⑤](#)）は、国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 50 日とする。
- (3) 訂正拒絶理由通知に対する特許権者の意見書の提出期間（[特 § 120 の 5⑥](#)）は、国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 50 日とする。
- (4) 手続をする者又はその代理人が日本国内の遠隔又は交通不便の地（→[25—01 の別表](#)）にある場合の指定期間は、上記(1)～(3)の各期間の国内居住者に対する指定期間に 15 日を加える。
- (5) 審尋に対する回答書の提出期間（[特 § 120 の 8①](#)→[特 § 134④](#)）は、国内居住者の場合は 15 日程度、在外者の場合は 25 日程度とする。
- (6) 参加申請について当事者等が意見を述べる期間（[特 § 119②](#)→[特 § 149②](#)）、方式要件違反の場合の補正命令に対する応答期間（[特 § 120 の 8①](#)→[特 § 133①、②](#)）、却下理由通知に対する弁明書提出期間（[特 § 18 の 2②](#)、[特 § 120 の 8①](#)→[特 § 133 の 2②](#)）、手続の受継のための指定期間（[特 § 23①](#)）（→[25—01.2 の 1. \(3\)イ～エ](#)）

2. 既に指定した期間の請求又は職権による延長（→[25—04](#)）

（追加 H27.2）

（訂正 R7.3）

25—01.5 P 主要期間一覧（3）（特許異議）

（特許異議の申立て）

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
特許異議の申立て	113①	特許掲載公報の発行日	6 月	6 月	
再審の請求	173①	取消決定確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
取消決定に対する訴え	178③	取消決定の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】					
訂正請求書の提出	120 の 5②	120 の 5①、174 ①	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5①	120 の 5①、174 ①	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日
		120 の 5⑥、174 ①	訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日
意見書の提出（意見の申立て）	120 の 5①、174①		取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日
	120 の 5⑥、174①		訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日
	120、150⑤、174①		職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日
訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出	120 の 5⑤、174①		取消理由を記載した書面の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日
参加申請に対する意見書の提出	119②、149②、174①		参加申請書副本の送達通知の発送日	15 日又は 30 日 ※	25 日
審尋書に対する回答書の提出	120 の 8①、134④、174①		審尋書の発送日	15 日又は 30 日 ※程度	25 日程度
命令による方式補正	120 の 5⑨、120 の 8①、133 ①、②、174①	指令書の発送日			
		イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ハ. 申立ての理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ニ. その他の方式違反	10 日又は 25 日 ※ 10 日又は 25 日 ※ 20 日又は 35 日 ※ 30 日又は 45 日 ※ 20 日又は 35 日 ※	10 日 20 日 30 日 30 日 20 日	
弁明書	18 の 2②、120 の 8①、133 の 2②、174①		却下理由通知の発送日	20 日	20 日
命令による受継のための期間	23①		受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間
その他施行規則に規定されている手続	規 50③ただし書、規 50 の 8 ①、規 58 の 2①ただし書、規 58 の 17、規 60①など		通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間
書留郵便物受領証等の提出	120 の 8①、174①		物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日

注 1. ※は日本国内の遠隔又交通不便地居住者のため。
注 2. (職)は職権延長、(附)は附加期間

(追加 H27. 2)

(訂正 R7. 3)

25—02 P U D T

期間の計算

1. 期間の計算は、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。期間を定めるのに月又は年をもってしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期間の末日とする（[特 § 3](#)、[実 § 2 の 5 ①](#)、[意 § 68 ①](#)、[商 § 77 ①](#)）。

2. 延長された期間（[特 § 4](#)、[実 § 39 の 2 ④](#)、[§ 54 の 2 ⑤](#)、[§ 45 ②](#)、[意 § 68 ①](#)、[商 § 77 ①](#)、[特 § 5](#)、[実 § 2 の 5 ①](#)、[意 § 68 ①](#)、[商 § 77 ①](#)）は延長前の期間と一体をなし、合計された一つの期間として手続のできる期間が定まるものであり、「期間の末日」とは、もとの期間の起算日から計算し合計された一つの期間の末日を指称する。

したがって、延長前の期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日等に当たっても、そこに[特 § 3 ②](#)の規定が適用されることはない（[東高判昭 57.10.21（昭 57（行ケ）94 号）](#)、[東高判平 16.4.27（平 16（行ケ）61 号）](#)）。

（改訂 H27. 2）

（訂正 R7. 11）

25—03 P U D T

答弁書等の副本送達時の期間指定

審判長は、請求書副本の送達に対して、被請求人から答弁書又は訂正請求書（以下「答弁書等」という。）を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない（[特 § 134](#)③、[実 § 39](#)③、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④）。

意見を述べる機会を与えるために、答弁書、訂正請求書又は弁駁書の副本を相手方に送達するために以下の手続きをとる。

1. 期間を指定して意見を述べる機会を与える場合には、答弁書副本送付通知の起案において当該期間を指定し、答弁書等の副本を請求人に送達する。
2. 期間を指定する必要がある場合には、答弁書副本送付通知を起案し、答弁書等の副本を請求人に送達する。
3. 請求人から弁駁書を受理した場合の、その副本の被請求人への送達（送付）についても前記 1 又は 2 と同様とする。

（注）当事者系審判において期間を指定することは、審判の審理の促進と便宜をはかるためであり、当事者は[特 § 156](#)による審理終結通知がされるまでは、答弁書等の書面を提出することができる（[東高判昭 49.9.3（昭 40（行ケ）5 号）](#)）ので、指定した期間が経過した後に提出された書面であっても、これを審理の対象とすることができる。

（改訂 R5. 12）

25—04 P U D T

期間の延長・期日の変更

1. 期間の延長一般

法定期間及び指定期間は、請求により又は職権で延長することができる。
 期間の延長請求は、本来の法定期間、指定期間の満了前にしなければならず、
 本来の期間の満了日が休日に当たるときは、その翌日にすることができる。

2. 法定期間の延長

- (1) 法定期間の延長は、手続をする者（手続者）又はその代理人が遠隔又は交通不便の地（→[25—01](#)の別表）に居住するときは、次の期間に限り職権で延長することができる。

ア 再審の請求（[特 § 173①](#)、[意 § 58①](#)、[商 § 61](#)、[§ 68⑤](#)）についての期間 15 日

イ 審判における補正却下後の新出願（[意 § 50①](#)、[商 § 55 の 2③](#)）についての期間 15 日

拒絶査定不服審判の請求期間（[特 § 121①](#)、[意 § 46①](#)、[商 § 44①](#)）、補正却下決定不服審判の請求期間（[意 § 47①](#)、[商 § 45①](#)）は職権による延長はしないが、その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定（[特 § 121②](#)、[意 § 46②](#)、[意 § 47②](#)→[§ 46②](#)、[商 § 44②](#)、[商 § 45②](#)→[§ 44②](#)）が設けられている。なお、審査における補正却下後の新出願の期間（[意 § 17 の 3①](#)、[商 § 17 の 2①](#)）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（[意 § 50①](#)、[商 § 55 の 2③](#)）は延長することができる（[意 § 17 の 4②](#)、[商 § 17 の 2②](#)）。

- (2) 手続者が在外者のときは、次の期間に限り認めることができる。

ア 特許出願の拒絶査定不服審判の請求（[特 § 121①](#)）についての期間（存続期間の延長登録出願の拒絶査定不服審判についての期間を除く） 1 月

イ 再審の請求（[特 § 173①](#)、[意 § 58①](#)、[商 § 61](#)、[§ 68⑤](#)）についての期間 60 日

ウ 審判における補正却下後の新出願（[意 § 50①](#)、[商 § 55 の 2③](#)）についての期間 60 日

エ 商標登録の登録異議申立書について要旨を変更する補正が可能な期間（[商 § 43 の 4②](#)ただし書き） 60 日

意匠出願及び商標出願の拒絶査定不服審判の請求期間（[意 § 46①](#)、[商 § 44①](#)）、補正却下決定不服審判の請求期間（[意 § 47①](#)、[商 § 45①](#)）は職権による延長はしないが、その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定（[特 § 121②](#)、[意 § 46②](#)、[意 § 47②](#)→[§ 46②](#)、[商 § 44②](#)、[商 § 45②](#)→[§ 44②](#)）が設けられている。なお、審査における補正却下後の新出願の期間（[意 § 17 の 3①](#)、[商 § 17 の 2①](#)）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（[意 § 50①](#)、[商 § 55 の 2③](#)）は延長することができる（[意 § 17 の 4②](#)、[商 § 17 の 2②](#)）。

3. 指定期間の延長

指定期間の延長は、請求により又は職権で行う（[特 § 5①](#)、[実 § 2 の 5①](#)、[意 § 68①](#)、[商 § 77①](#)）。

(1) 手続者の請求による延長

ア 請求による延長一般（以下のイ、ウを除く）

請求による延長は、在外者が意見書（特許法第 48 条の 7 に規定するものを除く。）、審尋により実験成績証明書又はひな形・見本等を提出するために指定された期間に限り認めることができる。

なお、特定の手続（→[25—01](#)の I の 1. (1) 及び (2)）において、手続者及びその代理人の責めに帰することができないと認めるときは、国内居住者、在外者の区別なく、必要な期間の延長を認めることができる（→[25—01](#)の I の 1. (5)）。

イ 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立て

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立てにおける手続者の請求による指定期間の延長は原則として行わないこととしつつ、

例えば、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たす場合には、請求による延長を行うことができる。延長すべき期間は、標準指定期間に 20 日を加える延長をおおむねの限度とし、必ずしも請求されたとおりの期間を延長する必要はない。

(ア) その指定期間を経過した後は、重要な攻撃防御に係る手続をすることが法律上禁止されるような指定期間についての延長請求であること。

具体的には、「訂正の請求」([特 § 134 の 2①](#)、[特 § 120 の 5②](#)) 及び「訂正請求書に添付した訂正明細書等の補正」([特 § 17 の 5①②](#)) が、その期間内に限って認められているような指定期間、すなわち、特許法及び旧実用新案法の無効審判における法定の答弁書提出期間、審決の予告に対する訂正の請求のための指定期間、無効理由通知への応答期間、特許異議の申立ての取消理由通知への応答期間、訂正の請求についての訂正拒絶理由通知への応答期間、再係属時の訂正の請求のために指定された期間についての延長請求に限られる。

(イ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、所定の手数料([特 § 195①一](#)、[実 § 54①一](#)、[意 § 67①三](#)、[商 § 76①二](#)) を支払って期間延長請求書([特施規 § 4 の 2②](#) (様式 3)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)) を提出するとともに、当該期間延長請求書の「請求の内容」の欄において以下の事項を記載したこと。

- a 期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由（手続者及び代理人の責めに帰することができない理由や客観的に判断可能な理由）。
- b 請求する延長期間の特定。
- c 請求する延長期間が合理的なものである具体的理由。

ウ 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判における拒絶理由通知及び審尋に対する指定期間の請求による延長は、原則として行わないこととしつつ、以下の(ア)及び(イ)のときは認める。

(ア) 特許出願

以下の a、b のいずれかの要件を満たすときは認める。

- a 拒絶理由通知書等で示された引用文献に記載された発明との対比実験データの取得

b 審判手続書類の翻訳

延長する期間は1請求あたり最大1か月とし、国内居住者はaについて1回のみ、在外者は最大3回まで延長を認める。ただし、aについては1回のみ延長を認める。

ただし、手続者は指定期間の経過前（在外者が2回目以降の請求を行うときは延長された指定期間の経過前）に十分な余裕を持って期間延長請求書を提出する。

(イ) 意匠・商標出願

在外者に限り最大1か月の延長を認める。

エ 早期審理対象事件

早期審理対象事件として選定された特許の事件において、応答期間延長の請求がされたときは原則として早期審理の対象として扱わず、通常の事件と同様に扱う。

(2) 職権による延長

ア 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立て

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立てにおいては、指定期間の職権による延長は原則行わない。ただし、以下の(ア)又は(イ)のときにおいて所定の要件を満たすときに限り、指定期間を職権で延長することができる。

(ア) 標準指定期間より短い指定期間だったとき

以下のa及びbを満足するとき、延長後の指定期間は標準指定期間を限度として、期間延長を行うことができる。

a 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、標準指定期間程度の期間が必要である合理的かつ具体的な理由を示した上申書が提出されたこと。

b 上申書等の内容からみて、標準指定期間程度の指定期間とすることが相当であったと認められること。

(イ) 証拠等の量や性質に起因して長期の応答期間を要するとき

以下のa～cを満足するとき、標準指定期間に30日を加える延長をおおむねの限度として期間延長をすることができる（ただし、商標登録取消審判については、被請求人が在外者の場合において、国内の使用権者等への連絡、

当該使用権者と被請求人（権利者）との関係を明らかにする証拠の収集等、
 在內者と比較して相当の期間を要する合理的な事情があるときは、第 1 回
 目の法定の答弁書提出のための指定期間は、標準指定期間に 50 日を加える
 期間をおおむねの限度とする。）。。

- a 「自己提示の証拠の収集」のときは、指定期間に実験成績証明書その
 他の証拠を提出する必要性と、証拠収集活動に極めて長い期間を要す
 る必然性の双方が認められること。「相手方又は特許異議申立人提示
 の証拠の分析」のときは、相手方又は特許異議申立人が提示した証拠
 の量が膨大（数百頁）であったり、証拠の性質が極めて複雑高度であ
 り、その証拠の分析と防御方法の準備に極めて長い期間を要する必然
 性が存在すること。
- b 「自己提示の証拠の収集」のときにおける無効審判請求人の応答期間
 （弁駁機会等）の延長については、請求理由の補正の制限に違反する
 証拠の提出を目的とするものでないこと。
- c 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、以下の事項を記
 載した上申書を提出したこと。
 - ・ 期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由。
 - ・ 必要とする延長期間の特定。
 - ・ 必要とする延長期間が合理的なものである具体的な理由。

(3) 請求延長と職権延長とは、重ねては行わず、いずれか満了日の遅い方とする。

(4) 指定期間の延長のための特許庁に対する手続及び庁内事務

ア 上記(1)イの期間延長請求書、及び上記(2)アを目的とする上申書は、「特
 許庁審判長」宛とし、郵送又は特許庁受付窓口に指定期間の経過前に十分な
 余裕をもって提出する。

イ 期間延長に係る上申書又は期間延長請求書が提出されたときは、審判書記
 官は直ちに当該上申書又は期間延長請求書を審判長に送付し、期間延長の可
 否についての判断を仰ぐ。

ウ 期間延長を認めるときは、手続者にその旨を通知し、以後、延長された期
 間に基づいて期間管理を行う。なお、当該期間の延長が明細書等の訂正を請
 求することができる期間の延長と関連がない場合は、期間延長を認めるとき

であっても、電話や電子メール等による連絡のみも可である。

エ 期間延長を認めないときは、審判書記官は、手続者に対し、その旨の電話連絡をした上で、応答期間を延長しない旨を通知する。

4. 附加期間

審決等に対する訴えについての不変期間に附加期間を定めることができ（[特 § 178⑤](#)、[実 § 47②](#)、[意 § 59②](#)、[商 § 63②](#)、[§ 68⑤](#)）、審判長が職権で、遠隔又は交通不便の地に居住する者について定めている（→[25—01](#) の別表の地の居住者は 15 日、在外者は 90 日）。その期間は、延長期間と同様に本来の期間と一体となる。

5. 期日の変更

審判長は、特許法の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる（[特 § 5②](#)、[実 § 2 の 5①](#)、[意 § 68①](#)、[商 § 77①](#)）。

上記の期日の変更の請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない（[特施規 § 4 の 2③](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）。

以下の(1)、(2)のときはやむを得ない事由があるときを除き、許してはならない（[特施規 § 4 の 2④](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）。

(1) 当事者の一方に代理人が複数いる場合に、その一部の代理人について変更の事由が生じたとき

(2) 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたとき

6. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく延長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律は、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであって、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用される。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震が、特定非常災害に指定された際は、特許庁に対する手続に関し、特に大きな被害を受けたために本来の期間内に所定の手続ができなくなった者を対象に、法定期間及び指定期間の延長の措置が図られた。

指定期間については、手続が可能となり次第、手続ができなかった事情を説明する文書を添付して速やかに手続を行うことにより、有効な手続として取り扱った。

法定期間については、その手続期間の満了日を平成 24 年 3 月 31 日を限度として延長する措置を受けた。

延長対象となった審判関連の主な手続は以下のとおりである。

(1) 拒絶査定不服審判の請求

([特 § 121](#)①、[意 § 46](#)①、[商 § 44](#)①、[§ 68](#)④、商附則 § 13)

(2) 訂正審判の請求

([特 § 126](#)②)

(3) 訂正請求の申立て

([特 § 134 の 3](#))

(4) 再審の請求

([特 § 171](#)①、[§ 172](#)①、[実 § 42](#)①、[§ 43](#)①、[意 § 53](#)①、[§ 54](#)①、[商 § 57](#)①、[§ 58](#)①、[§ 68](#)⑤、商附則 § 18)

(5) 補正却下決定不服審判の請求

([意 § 47](#)①、[商 § 45](#)①、[§ 68](#)④)

(6) 商標登録異議申立書の補正

([商 § 43 の 4](#)②、[§ 68](#)④)

今後、大規模災害が発生し、特定非常災害に指定されたときは、同様の措置がとられることになると解される。

(改訂 R5. 12)

(訂正 R7. 11)